

令和5年9月

お客さま各位

米子信用金庫

インボイス制度への対応について

10月から開始となるインボイス制度（適格請求書等保存方式）につきまして、当金庫の対応を下記のとおりとさせていただきますので、ご案内いたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者の登録番号

T 7 2 7 0 0 0 5 0 0 3 2 1 3

2. 発行するインボイスについて

各種お取引に応じて、以下の書類をインボイスとして発行します。

なお、インボイスの再発行はいたしかねますのでご了承ください。

(1) インボイス管理票

①希望されるお客さまには、一定期間の取引明細を表示した管理票を Web 配信または郵送にて定期的に発行いたします。

（事前に所定のお手続きが必要となります）

②インボイス管理票は随時店頭でも発行いたします。

(2) 領収書等

随時店頭にて発行いたします。

3. A T Mでのお取引について

インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入控除を受けることが可能となります。従いまして、A T Mから出力される「ご利用明細」につきましては、インボイス制度に対応した様式改定は実施いたしませんので、ご了承ください。

4. 当金庫へのご請求書の発行について

適格請求書発行事業者のご登録をされたお客さまにつきましては、インボイス制度開始後、当金庫宛にインボイスを発行していただきますようお願いいたします。

以上